千葉市放課後子ども教室運営の民間委託募集要項

１　趣　旨

本事業は、アフタースクール（以下 AS という。）を導入することが当面の間困難と見込まれる小学校において、放課後子ども教室（文部科学省補助事業）の運営を民間事業者に委託し、児童に安定的かつ継続的に多様な体験・活動の機会を提供することを目的とします。

本業務については、専門的な知識・経験に加え、市の施策・方向性を十分に理解していることなど、総合的な技量が要求されるものであることから、プロポーザル方式により事業者の企画力・実行力・経験等を適正に審査した上で、本業務の内容に最も適した事業者を選考することとします。

２　委託業務の概要

（１）件　名　千葉市放課後子ども教室運営の民間委託

（２）実施場所　千葉市立院内小学校（千葉市中央区祐光1-25-3）
千葉市立蘇我小学校（千葉市中央区今井3-15-32）
千葉市立上の台小学校（千葉市花見川区幕張本郷4-8-1）

（３）内　容　別紙仕様書のとおり

（４）委託期間　令和8年6月1日から令和10年3月31日まで
令和8年度については院内小学校、令和9年度については、院内小学校、蘇我小学校、上の台小学校を実施対象とする。

（５）委託料　上限27,200千円（契約期間2年総額、消費税及び地方消費税含む）を上限とする。
（内訳）
令和8年度　上限　5,700千円（消費税及び地方消費税含む）
令和9年度　上限　21,500千円（消費税及び地方消費税含む）

３　応募資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる資格要件の全てを満たしている団体とします。

なお、選定結果通知後においても、契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、応募資格及び契約交渉権を取り消します。

【資格要件】

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

（ア）手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者。

（イ）当該業務の企画提案書提出期限日前 6 ヵ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。

（ウ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく

裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者。

（エ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可がなされていない者。

（オ）千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者。

（カ）法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者。

（キ）千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者。千葉市内に本店又は営業所等を有しない者にあっては、所在する市区町村税を完納していない者。

（ク）千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（平成 29 年 5 月 23 日施行）に基づく指名停止措置等を受けている者。

イ　当該団体又は役員等が、千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

ウ　公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

4　選定の手順（予定）

日　　程	項　　目
令和 8 年 4 月	・8 日（水）：募集要項公表 ・13 日（月）～22 日（水）：質問受付 ・24 日（金）：質問回答ホームページ掲載 ・8 日（水）～28 日（火）：参加申請書等受付
令和 8 年 5 月下旬	・選考結果の通知
令和 8 年 6 月 1 日	・契約締結

5　質問書の提出及び回答

今回の公募及び事業実施に係る質問については、以下のとおり受け付けます。

・受付期間　　令和 8 年 4 月 13 日（月）～4 月 22 日（水）

・提出方法　　「質問書（様式第 1 号)」により、問合せ先まで E メール、又は FAX により提出してください。

・回答方法　　令和 8 年 4 月 24 日（金）に本市ホームページに回答を掲載します。

6　参加の申込みの受付・選定方法

（1）受付期間　　令和 8 年 4 月 8 日（水）～同 28 日（火）の 9 時～17 時（12 時～13 時を除く。）

（2）提出場所　　〒260 - 8722　千葉市中央区千葉港 1 番 1 号　千葉市役所 7 階
千葉市教育委員会 生涯学習振興課

（3）提出方法　　持参または郵送（※郵送の場合は 28 日午後 5 時必着）

（４）提出書類（提出部数：各１部）

ア　参加申請書兼誓約書（様式第２号）

イ　法人又は団体の概要書（様式第３号）

ウ　登記事項証明書（発行後３か月以内のものに限る。）

エ　印鑑証明書（発行後３か月以内のものに限る。）

オ　納税証明書

a　千葉市内に本店又は支店・営業所等を有する者

・千葉市税の滞納無証明

・法人税並びに消費税及び地方消費税について未納税額のないことの証明書（税務署発行の納税証明書その３の3）

b　上記以外の者

・所在する市区町村税の滞納無証明書

・法人税並びに消費税及び地方消費税について未納税額のないことの証明書（税務署発行の納税証明書その３の3）

カ　提案書（様式第４号）

※審査のため、団体名やロゴマーク等の申請者が特定できる情報を掲載しないこと。

キ　見積書（様式第５号）

（５）選定方法

応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることを事務局で確認のうえ、別途要綱に基づき設置している千葉市放課後子ども教室運営の民間委託事業 公募プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、次に示す選考基準に基づいて提案内容の各項目について内容を審査し、最高合計点数を獲得した提案者を第１位として選考します。

なお、選考委員会の審査において、提案書の内容等に不明点等がある場合は、ヒアリングを実施することがあります。

【選考の基準】

選考に係る評価項目、評価の視点、配点（100点満点）は、次のとおりとします。

評価項目及び選考基準		配点
１　業務実施の基本方針		**20点**
	本事業並びに千葉市の放課後事業の全体像に対する理解	10点
	本事業と同種又は類似の業務の実績	10点
２　体験プログラムの提供		**40点**
	児童や保護者のニーズを把握する方法と事業への反映に係る考え方	10点
	地域人材の参画を得るための具体的な方法	10点
	実施における目標設定と具体的なプログラムの内容	20点

３　関係者との連絡・情報共有・連携		**20点**
	本事業を円滑に実施するための受託者、学校、子どもルーム、地域人材、保護者との連絡・情報共有・連携に向けた取り組み	20点
４　実施体制		**20点**
	本事業を円滑に実施するため団体本部と現場職員の役割分担及び職員配置	10点
	必要な職員を確保するための手段及び職員確保の見通し	10点

※提案書の内容から、仕様書で設定した基準に満たない業務が行われると認められる場合は、失格となります。

（６）選考結果の通知

選考結果は、終了後、全ての応募者（共同事業体等にあっては、代表団体）に対して速やかに文書により通知します。

選考結果の通知後、第 1 位の提案を行った事業者と別紙「契約書（案）」に基づき業務内容、契約条件等について協議します。協議が整わない場合は、次点者と協議を進めます。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めません。

７　その他留意事項

（１）提出書類の取扱いについて

・提出された書類の内容を変更することはできません。

・提出された参加申請書その他の書類は返却いたしません。

・提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

・選定の公表等で必要な場合、市は、提出された提案書の内容等について、無償で使用できるものとするとともに、公平性、透明性を期すための「千葉市情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがあります。

（２）重複提案について

1 団体 1 応募とし、複数の応募はできません。

（３）失格について

応募者がいずれかに該当する場合には失格となります。

・応募資格要件に該当しないことが判明したとき。

・提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。

・提出期限までに所定の書類が提出されなかったとき。

・見積額が本募集要項で定める委託料の上限を上回ったとき。

（４）応募費用について

提案書等の作成や応募、選考後の協議に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

（５）契約保証金について

契約締結にあたっては、契約保証金として、当該契約金額の100分の10以上の額を納めることとします。

ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は免除とします。（応募者が該当することを示す資料等を提示する必要があります。原則、同条第3号に該当する場合にのみ免除が可能です。）

【千葉市契約規則】

第 29 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(3) 令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

※令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者とは、千葉市入札参加資格者名簿に登載されている者のことです。

８　法令等の遵守

本業務の履行にあたり、以下に例示する他、関係法令及び関係条例等を遵守することとします。

①地方自治法

②千葉市行政手続条例（平成 7 年千葉市条例第 40 号）

③千葉市情報公開条例（平成 12 年千葉市条例第 52 号）

④千葉市個人情報保護条例（平成 17 年千葉市条例第 5 号）

⑤千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）

９　問合せ先

〒260－8722

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号　千葉市役所 7 階

千葉市教育委員会生涯学習振興課

TEL　043－245－5957

FAX　043－245－5992

E－Mail　houkago@city.chiba.lg.jp